

## レジオネラ症感染者報告数の動向

現在、レジオネラ症は感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）により 4 類感染症に位置付けられており、レジオネラ症と診断した医師は保健所に届出を行わなければならなくなっています。1999 年 4 月からの感染症法に基づく感染症発生動向調査（図.1）によると、レジオネラ症患者数は右肩上がりで増加しています。

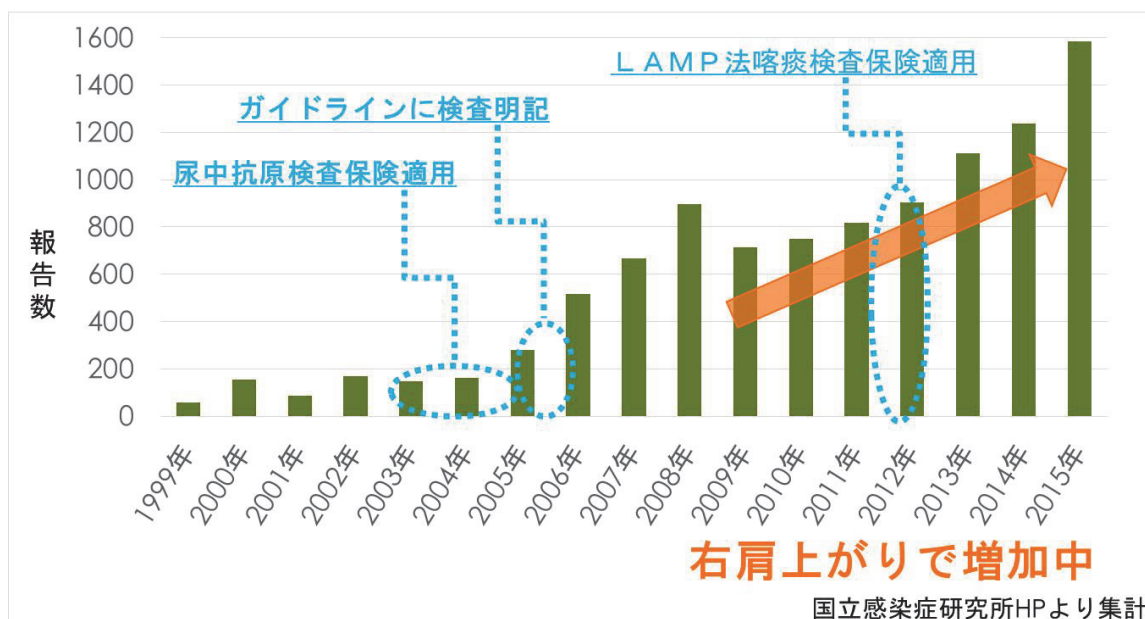


図.1 レジオネラ症感染者報告数

### 【患者数の増加要因】

患者数が増加している要因としては、レジオネラ属菌が増殖するリスクを持つ入浴施設等の増加や、その施設の利用者数の増加等が考えられます。

また、2003年と2004年にはレジオネラ症の診断方法に尿中抗原検査が保険適用され、2005年には成人市中肺炎診療ガイドライン（日本呼吸器学会）が発行され、肺炎の患者に対してレジオネラ尿中抗原検査を実施することが記載されました。

加えて、2011年にはLAMP法による喀痰検査が保険適用され、広く検査に使用されると共に、レジオネラ症の認知度の高まりも重なり患者数が増加していると考えられます。

当社検査データでは、平均して7%の試料からレジオネラ属菌が検出しておりますので、レジオネラ症患者を増加させない為にも、更なる施設管理の充実が望まれます（当社検査によるデータの詳細はザ・ナイツプロポーサル No.P-00137を参照下さい）。

